

「一般的な道の機能を有しないもの」の取扱いについて

令和6年前期部会

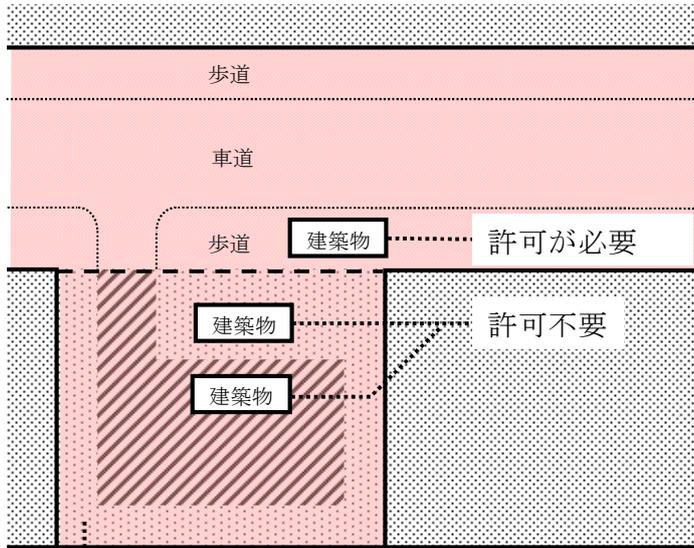
「一般的な道の機能を有しないもの」については次のとおり取り扱うこととする。

道路法の道路であっても、平成19年6月20日付け国住街第64号「建築基準法道路関係規定運用指針の策定について(技術的助言)」の趣旨から判断して、一般的な道の機能を有しない区域(高速自動車国道等のパーキングエリア、サービスエリア若しくは道の駅等)は、建築基準法第42条の「道路」として扱わないこととし、当該区域内は同法第44条の道路内の建築制限が課されず、許可不要とする。

【参考図】

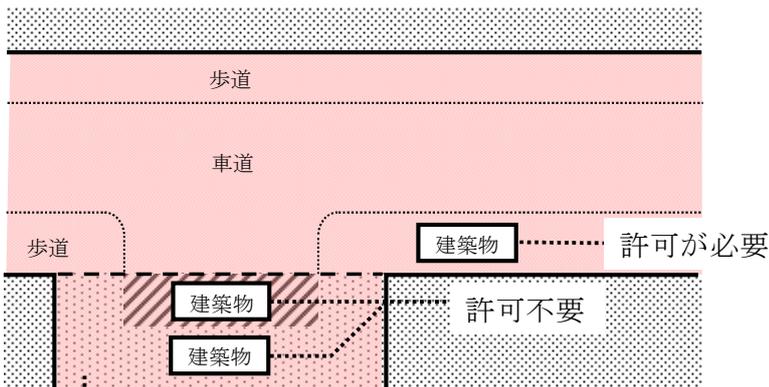


図1



※サービスエリアや道の駅、道路管理者のための道路管理用資材置場や道路管理用自動車車庫、等

図2



※バスターミナル、路外駐車場、路外駐輪場、等

【補 足】

- ・本取扱いの適用については、用途にとらわれず、道路機能の有無によって判断する。
- ・駅前広場は本取扱いの対象外とする。
- ・当該取扱いにより建築基準法第 44 条のただし書き許可対象外として扱う場合は、法上の道路として取り扱わないため、当該区域を接道要件としてみることはできない。
- ・本取扱いを適用する際は、指定確認検査機関や特定行政庁と協議の上、適用すること。

<参 考>

平成 19 年6月 20 日付け国住街第 64 号「建築基準法道路関係規定運用指針の策定について(技術的助言)」